

感染症サーベイランスシステムによる 発生届の電磁的な届出について

健康福祉局 保健医療政策部 感染症対策課作成

感染症サーベイランスシステムについて

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第12条~第14条に基づく診断医師や獣医師からの届出について、令 和4年10月31日から、HER-SYSと同様に、感染症サーベイランスシステムを用いたオンラインでの報告が可能となりました。
- 令和5年4月1日から感染症法が改正施行され、当該システムを用いた感染症発生時の届出に関して、感染症指定医療機関については義務、その他医療機関については努力義務規定となりました。
- インターネットに接続できる機器であれば、パソコンのほか、スマートフォン、タブレットからの情報の入力・閲覧が可能となりました。その際には、システムから発行された<u>利用者ID</u>・パスワードに加えて、電話番号、SMS又はメールアドレスを用いた<u>二要素認証</u>が必要となります。

● 本市においても、順次医療機関に利用者IDを発行する予定であり、当該システムを用いた感染症発生時の届出に協力をお願いするものです。

Η	18~ R2.	5~	R4. 1	10~	R5. 4~	R5.9~					
		NES	SID								
	対象疾患	感染症法上の履	 留出対象疾病	対象疾患	Ī						
	入力主体	保健所のみ		入力主体	保健所 + <mark>医療機関</mark> 、健康観察対象者自身						
	発生届	医療機関からのFAXに基づき保健所が入力		発生届	医療機関からのFAXに基づき保健所が入力 +医療機関がオンライン入力						
	健康観察等	_		健康観察等	対象者自身がスマホ等で報告						
		HER-SYS									
		対象疾患	新型コロナウイルス感染症		┃ (※)新型コロナ業務の取扱い						
		入力主体保健所・医療機関・健康観察			察対象者自身 (へ))						
		発生届	医療機関からのFAXに基づき +医療機関がオンライン入力	き保健所が入力 力	HER-SYS Cの対応を前提と し、システム切替に伴う現 場への負担を考慮した。						
		健康観察等	対象者自身がスマホ等で報行] 【ド5.9月末日を以て終了。		·				

感染症サーベイランスシステムについて

● 感染症サーベイランスシステムによる発生届の電磁的な届出について一従来の方法との違い一



● 感染症サーベイランスシステムを利用するために必要な手続について

⇒システムにログインするためのアカウント作成が必要となります



医療機関等における利用者アカウントの申請について

 システムの利用に当たっては、<u>別添1「利用規約(感染症サーベイランスシステム)」への同意を前提</u>とし、「医療情報システムの安全管理 に関するガイドライン」に準じ、<u>利用者ごとのアカウントが必要</u>となります。また、全数報告が可能な「医療機関」アカウントと、定点報告が 可能な「医療機関管理者」アカウントは、それぞれ独立しているため、<u>担当する業務ごとにアカウントが必要</u>です。 また、適切なシステム利用の管理のため、システム利用管理者の設置について御配慮頂きますようお願いいたします。
 (※)医療機関等からの発生届は、管轄の保健所にのみ報告可能であるため、複数の医療機関等に所属される方は機関ごとのアカウントが必要となります。
 (参考)医療情報システムの安全管理に関するガイドライン: https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00002.html

【申請方法】

- (1)利用規約に同意の上、「システム利用申請様式」に必要事項を記載いただき、医療機関毎に設置する「システム利用管理者」様から、次の宛 先に送付をお願いいたします。
 - 【宛先】

川崎市健康福祉局保健医療政策部感染症対策課

- 電話番号:044-200-2441
- メール : <u>40kansen@city.kawasaki.jp</u>
- メール件名 : 【感染症サーベイランスシステム利用申請】
- メール本文に、「医療機関名、電話番号、担当者名」の記載をお願いいたします。

※申請フォームからの申請もご用意しておりますので、次のURLまたはQRコードから申請をお願いします。 申請URL: https://logoform.jp/form/FUQz/753468

※申請後、電話で内容の確認等をさせていただくことがございます。

※申請後、1か月以上経過しても市から連絡がない場合はお手数ですが上記連絡先に御連絡をお願いします。



(2)アカウントの発行が出来ましたら、各利用者の連絡先メールアドレス宛てに利用者IDと初期パスワードを送付します。

- ・システムへの初回ログイン時には、パスワードの変更が求められます。
- ・システムはすでに運用を開始しており、デモ環境は整備されていません。本番環境となっていますので、試しの入力はしないでください。
- ・複数回ログインに失敗すると、ログインができなくなりますのでご注意ください。

「システム利用申請様式」の記載要領

- 入力項目は様式を御確認ください。エクセル書式設定で入力セルが着色されるため、入力補助の位置付けで参考としてください。
- ・入力対象外の項目はグレーアウトしています。
- ・入力されていない項目があると該当セルが黄色で表示され、全ての必要項目が入力された行は、A列が青色となります。
- ・最終行までに入力が不足している行が含まれていると一括登録時にエラーとなるため、上詰めで入力されていない行はA列が赤色で表示されます。
- なお、アカウントの種類によって、申請方法、各コードの参照先マスタが異なる箇所があるため、詳細は下表をご確認ください

様式E列 「所属機関分類コード」		г.			式K列	様式AJ列「所属医療機関/動物診療施設コード」							
			<u>甲核市コート」</u>	╓┒━┡」	(基本)								
09: 医療機関 (全数)			川崎市 1 4 0 2 0 0	川幸中高宮多麻[][][][][][][][][][]][][][][][][][][][× 01 02 × 03 × 04 × 05 × 06 × 07	医療機関マスタ(全数) AJ列「医療機関コード」 ※便宜上、下記コードを記載 「140200000」 (市で後程正しいコードを入力します)							
A	В	С		D		E	1	К	AG	AJ	AL	AM	AN
ユーザID ※入力不要 青:入力問題なし 赤:上に詰めて入力してく ださい。	利用者名 例:●●●● ※全角のみ可。 20字まで。 環境依存文字は 登録できません。	連絡先電話 ※ハイフンな 半角入ナ	番号 しで)	連絡先メールアド ※このアドレスあてにアカウント 例:●●@●●.●●.jp(半	しス 情報を送付します。 ≤角英数字入力)	所属機関 分類コード 09:医療機関(全数) 16:医療機関(定点) 11:動物診療施設	中核市コード ※別資料 参照	保健所 コード ※別資料 参照	個票・CSV ダウンロードフラグ (感染症発生動 向調査サブシステ ム) 0:不可 2:可(推奨)	所属医療機関/ 動物診療施設コード ※別資料参照	二要素認証用 電話番号 ※ハイフンなしで半角入力 AN列が 「2:SMS」「3:電話」 の場合入力必須	二要素認証用メールアドレス 例:●●@●●.●●.jp(半角英数字で入力) AN列が「1:メール」の場合、入力必須	二要素認証 手段コード 1:メール 2:SMS 3:電話
n	川崎 太郎	0442002441		40kansen@city.kawasaki	.jp	09	140200	01	2	1402000000		40kansen@city.kawasaki.jp	1
	川崎 二郎	0442002441		40kansen@city.kawasaki	.jp	09	140200	01	2	1402000000	0442002441		3
	川崎 三郎	0442002441		40kansen@city.kawasaki	.ip	09	140200	01	2		0442002441		3

青色になれば完了です。 未完了等は灰色です。

01は川崎区です。 所在地に応じて変更してください。 「1402000000」と入力してください。 (市で正しいコードを入力します)

(参考)利用規約における利用者管理体制と主な役割について

	関係者	主な役割	アカウント管理			
Ħ	厚生労働省	本システムの維持、補修の必要があるとき、天災地変その他の 事由によりシステムに障害又は遅延の生じたとき、運用の停止、 休止若しくは中断、利用制限又は本システム内の情報の変更 又は削除を行う				
都道府県等	システム利用統括責任者	都道府県等(都道府県、保健所設置市、特別区の157自治 体を想定)に設置され、システム利用全体を管理 ・下記の者に利用規約を遵守させるよう努める ・適切にシステム利用されるよう必要な指導及び監督を行う				
認証実施機関	利用者認証実施者 (システムアドミニストレータ)	自組織及び管轄内の各利用機関において <u>ID・パスワードなど</u> <u>アカウント情報を中心にシステム利用者を管理</u> ・システム一般利用者に対して利用の許可、停止を行う ・利用アカウント、システム利用に必要となる機器等を適切に管理するとともに システム一般利用者に適切に管理させる	・管轄内のシステム一般利用者の I D発行、停止を行う ・システム一般利用者の職務権限に応じて、適切な権限 種別の I Dを発行			
利用	利用機関内 システム利用管理者	自所属利用機関内のシステム利用を管理 ・システム一般利用者に利用規約を遵守させるよう努める ・適切にシステム利用されるよう必要な指導及び監督を行う	 ・人事異動等に伴うシステム一般利用者のIDの発行、 変更、停止、削除の有無を管理 ・利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)に対して、必要に応じて利用者アカウントの申請を行う 			
機関	システム一般利用者	 遵守事項に則った適切なシステム利用 ・利用アカウント、システム利用に必要となる機器等の適切な管理 ・OSその他のプログラム等の脆弱性に関して適切に対応し、不正プログラム 対策ソフトウェア等を導入してセキュリティを確保する など 	・人事異動等に伴う利用者アカウントの変更等を事前に システム管理者に申出			

(参考) システムへのログイン方法・基本操作の概要



- ✓ ブラウザは、PCでは、Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefoxで動作確認を行っています。iPadについては、 Safari、Androidについては、Google Chromeで動作確認を行っています。
- ✓ ブラウザの操作:ブラウザの [戻る] ボタン、 [進む] ボタンは、最新のデータが表示されないなど、誤動作の原因となりますので、 基本的に使用しないでください。
- ✓ 終了方法:別タブで表示された画面は、ブラウザの「閉じる」(右上の [×] ボタン)で終了してください。
- ✓ ログアウト:システムは、ホーム画面の [ログアウト] ボタンで終了します。実行中の業務がある場合は、終了(又はブラウザのウィンドウを閉じる)してからログアウトしてください。



